

制限付一般競争入札説明書

入札に当たっては、設計図書、組合所定の契約約款、その他の関係書類をよく確認し、適正な積算を行い、その金額に基づいて入札を行ってください。

件名について

本件の書類に記入いただく件名は、すべて「**清柳園焼却施設解体工事**」となります。

入札日時について

令和6年4月26日（金）午後2時00分
（受付は10分前より、会場入口にて行います）

入札会場について

柳泉園組合管理棟3階 大会議室

入札保証金について

免除とする。

ただし、落札者となった場合において、正当な理由がなく期限までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の3に相当する額の違約金を徴収できるものとする。

契約保証金について

落札業者は、その契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結前までに納付すること。ただし、保険会社との間に柳泉園組合を被保険者とする履行保証保険契約等を締結し、その保険証券を柳泉園組合に提出したとき又は保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関工事履行保証契約を締結したとき等は納付を免除する。

誓約書について

提出なき場合は入札に参加できません。

設計図書等について

入札執行後、ホームページより取得した設計図書はすべて適切に破棄してください。

委任状について

委任者は競争入札参加資格登録済みの住所、名称、氏名、届出印、

受任者は氏名、入札書に使用する印鑑の記載または押印を忘れないこと。
代表者が直接入札される場合は不要です。

入札書について

消費税相当額を含まない総額を1円単位で記入すること。

入札金額は1枠に1字ずつ記入し、金額の前枠に「金」または「¥」を記入してください。

契約時に消費税相当額を加えた金額で契約させていただきます。

また、1回目の入札額に対応する内訳書を提出いただきます。

入札書記載金額が不明な場合や訂正されている場合は、訂正印の有無に関わらず無効とする。

再度入札について

1回目の入札で落札者がない場合は、即時2回まで再度入札を行う。（計3回まで入札）

また、1回目の入札に参加していない者又は無効の入札を行った者は、再度の入札に参加することができません。

内訳書について

内訳書の合計金額は、1回目の入札金額と同額であること。

内訳書は「清柳園焼却施設解体工事内訳書（金抜き）」に示す各項目と対応させてください。

また、値引等の調整額は計上しないこと。

質問事項について

見積上、設計図書の内容等で疑義のある場合は、所定の質疑照会書により提出期限までに提出してください。（期限までに到達していないものはお答えできません。）

現場見学会や電話等での個別の質問には一切お答えできません。

ただし、入札書、その他書類の記載方法等に関する質問は除く。

質問は1問1答を基本とし、回答期日を過ぎても回答が届かない場合は、速やかに総務課企画財務係まで連絡すること。

その他注意事項等について

- (1) 本件入札に関する日程、期日及びその他手続等については、令和6年3月11日付け、柳泉園組合告示第3号を参照のこと。
- (2) 入札会場に入室できるのは、原則1事業者につき1名のみとする。ただし、組

合がやむを得ないと認めた場合に限り2名まで入室できるものとする。

- (3) 柳泉園組合制限付一般競争入札心得書の記載事項を了解の上、入札すること。
- (4) 期日、時間は厳守とする。
- (5) 提出書類及び記載事項については、不足等がないよう確認すること。

入札額の内訳書について

入札時に第1回目の入札額に対応した内訳書を提出していただきます。以下の要領を参考に作成してください。

- ・内訳書様式の指定はございません。契約締結権限者の住所・名称・氏名・印鑑、所定の金額の内訳が記載されていれば、日常業務で使用されている見積書等の様式でもかまいません。
- ・入札書と内訳書の合計金額は同額としてください。消費税相当額の記載は必要ありません。
- ・日付は入札日当日の日付をご記入ください。
- ・内訳書の項目は「清柳園焼却施設解体工事内訳書（金抜き）」に示す各項目と対応させてください。

内訳書（記載例）

令和6年4月26日

（契約締結権限者）

住所 ○○○○○○○○

名称 ○○○○○○○○

氏名 ○○○○○○

押印

件名 清柳園焼却施設解体工事

（単位：円）

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額
「清柳園焼却施設解体工事内訳書（金抜き）」 に示す各項目と対応させてください。				

準備書類チェックリスト

- 誓約書
- 委任状（代表者が直接入札する場合は不要）
- 入札書
（2回まで再度入札を行う場合があります）
- 入札額の内訳書
（第1回目の入札額に対応した内訳書をご用意ください）
- 柳泉園組合制限付一般競争入札参加資格確認通知書（様式第3号）
- 当日参加される方のお名刺

入札当日にお持ちいただくものになります。

不足や不備がありますと参加いただけない場合がありますのでご注意ください。

制限付一般競争入札心得書

- 第1条 本件の入札に加わる者は、この心得書に従い入札すること。
- 第2条 入札に付する契約は、別途公表する仕様書のとおりである。
- 第3条 受付の際には、入札参加資格確認通知書（様式3）を提示すること。
- 第4条 代理人をもって入札する者は、受付時に委任状を提出しなければならない。
- 第5条 入札書の受付は、**令和6年4月26日（金）午後2時00分**に締切るものとし、開札は締切後即日面前にて行う。
- 第6条 本件一般競争入札に参加する者は、入札参加資格確認通知書により柳泉園組合から参加資格要件を満たしていると確認を受けた者でなければならない。
- 第7条 次の各号に該当すると認められる入札は無効とする。
- (1) 入札参加の資格なくしてなしたもの。
 - (2) 競争入札参加資格申請書類又は本件申込書類等に虚偽記載をしたもの。
 - (3) 入札書に記載すべき事項及び押印が確認できないもの。
 - (4) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名若しくは押印がないもの。
 - (5) 同一事項に対し、2通以上の入札をしたもの。
 - (6) 他人の代理を兼ね又は2人以上の代理をしてなしたもの。
 - (7) 再度入札において、前回の最低入札額以上となるもの。
 - (8) その他管理者において、提出した事項に違反があると認めるもの。
- 第8条 入札者中、決定している予定価格の制限の範囲内で最低価格の入札をした者をもって落札者とする。ただし、著しく低額の場合においては、落札者の決定を保留する場合がある。
- なお、落札となるべき同価格を入札した者が2人以上あるときは、くじをもって定める。
- 第9条 前項の入札において、落札者のないときは2回まで再度入札を行うものとする。
- 第10条 落札者が決定したときは、その旨を落札者に通知する。
- 落札者は、通知を受けた日から7日以内に仮契約を締結すること。
- 第11条 この契約の期間は、本契約締結日から**令和8年7月31日**までとする。
- 第12条 契約者が期間内に契約業務を完了しないときは、契約金額から部分引渡しを受けた部分に相応する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条に定める率を乗じて計算した額を違約金として徴収する。
- 第13条 この心得書の各条文の解釈及びこの心得書に明記のない事項については、すべて柳泉園組合の指示に従うものとする。